

ヒューマンヒルズ函南自治会
「集会所管理規則」

（2021年4月3日改定版）

ヒューマンヒルズ函南自治会

集会所管理規則

第1条（目的）

ヒューマンヒルズ函南集会所（以下、集会所という）は、ヒューマンヒルズ函南の居住者（以下、居住者という）の日常生活に則した教養、文化、福祉、防災等の諸活動を通じて居住者の親睦と発展のために使用することを目的とする。

第2条（管理と運営）

集会所の管理と運営は、ヒューマンヒルズ函南自治会（以下、自治会という）の役員会の責任において組長が行う。

第3条（使用対象者）

次の各号に掲げる個人及び団体とする。

- (1) 居住者
- (2) 近隣住民（居住者の家族及び友人も含む）で、自治会会長（以下、会長という）が使用の承認をした場合
- (3) 天災、火災等緊急事態の避難者で、会長が使用の承認をした場合
- (4) 自治会活動等および第1条の目的に相反しない官公署等の公的機関、若しくは会長が使用の承認をした者等

第4条（使用の制限）

集会所内では次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 営利を目的とした活動
- (2) 宗教活動を目的とした活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) 居住者以外の冠婚葬祭の為の活動
- (5) 居住者に関連する葬儀の為の使用と重なる他のすべての活動（居住者の葬儀は最優先して使用可能とする）
- (6) 居住者の生活の秩序維持に支障の恐れのある活動
- (7) その他、会長が集会所の維持、運営上支障があると判断した活動

第5条（使用責任者）

- (1) 集会所を使用する場合は使用責任者を明確にし、別に定める細則及び諸注意事項を守らせなければならない。
- (2) 使用責任者は、建物、什器、備品等の破損、又は集会所内での事故については、速やかに会長に報告し、修理費を負担しなければならない。
- (3)

第6条（使用時間）

集会所の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。

但し、会長が認めた場合はこの限りではない。

第7条（使用方法等）

集会所の使用申込方法、使用方法、使用上の注意については、別に細則に定める。

第8条（管理・業務費の負担）

集会所の管理・業務費は、自治会の費用により運用するものとする。

第9条（管理業務の委託）

集会所の維持管理、使用予定表・使用申込書・鍵の授受・使用料の徴収・使用記録の管理等の業務は、役員会の責任において、第三者に委託できるものとする。

第10条（使用状況の報告）

会長は、集会所の使用状況を自治会の総会にて報告するものとする。

第11条（細則）

集会所の使用料、使用方法等については別に細則を設ける。

第12条（規則の改訂）

本管理規則及び細則の改廃は自治会の総会において行う。

以 上

付則

本管理規則は、平成11年10月1日より施行する。

制定 平成11年10月24日

改定 令和03年04月03日